第4章 基本計画の推進

1, 推進体制

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ・人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「大淀町人権啓発活動推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に 本基本計画の具体的推進に努めます。

2, 関係機関・団体との連携

本基本計画を推進するため、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、 民間団体、企業等との連携をはかります。

3. 住民の理解・協力

計画の実現には、住民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。本基本計画の趣旨が広く住民に浸透するよう、本基本計画を広く公表するとともに、さまざまな機会を捉えて その周知を行います。

4. フォローアップ

本基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、本基本計画に基づく事業実施状況等を定期的に検証するとともに、幅広く住民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集に努めます。